

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 学生支援事業

～ ご寄附の協力のお願い ～



三重大学振興基金

趣 意 書

この度の新型コロナウイルス感染症拡大は、大学における教育活動にも甚大な影響を及ぼしています。

三重大学では、このような厳しい状況下においても学生の修学環境を確保するため、オンライン授業をいち早く取り入れるなど教職員が一丸となって取り組んでおります。

しかしながら、不慣れな状況での勉学を強いられたり、アルバイトによる収入を得られず経済的に追い詰められるなど、環境の急変に不安を感じ、今後の人生に悩んでいる学生が多数おります。

本学としても、学生に対してできる限りの経済的な支援を行っておりますが、今後も継続して支援を行っていくためには、財政的に十分とは言えません。

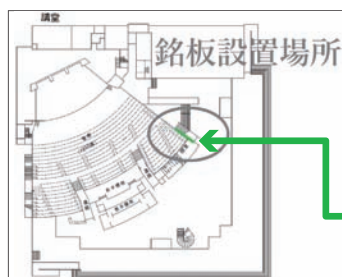
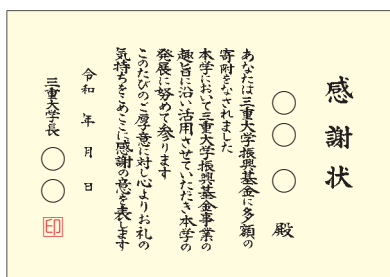
そこで、この度新たに『新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生支援事業』を立ち上げることといたしました。この基金の趣旨にご理解・ご賛同いただき、皆様のご支援をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

三重大学長 駒田 美弘

寄附者様への謝意

ご寄附を賜りました皆様には、心より感謝申し上げますとともに、功績をたたえ、感謝状贈呈、講堂に御芳名銘板設置、本学ホームページにご芳名掲載等さまざまな形で顕彰させていただきます。

また、本学は内閣府賞勲局より、公益のために私財を寄附された個人や法人に授与される「紺綬褒章」の公益団体として認定されており、個人の方は500万円以上、法人・団体は1,000万円以上のご寄附をいただいた場合に、紺綬褒章授与申請の対象となります。



寄附者様銘板設置（講堂）

寄附者様への特典

一口3万円以上のご寄附いただいた方には、大学オリジナルカレンダーを差し上げます。



ご寄附による税制上のメリット

三重大学振興基金への寄附は、税法上の寄附金税額控除を受けられます。

寄附金控除を受けるには確定申告が必要です。本学発行の寄附金領収書等をお使い下さい。

■個人の皆様

○所得控除寄附金控除額＝(年間の総寄附金額(注1)－2,000円)⇒ 課税所得税額から控除されます。

(注1) 控除を受けられる年間の総寄附金額は、総所得金額等の40%が上限となります。

○住民税控除、住民税の寄附金税額控除を受けることができます。

お住まいの都道府県市町の税務担当へお問い合わせ願います。

■法人の皆様

寄附金の全額を損金算入することができます。

ご寄附の方法

1. インターネット申込

(振込手数料は本学が負担します。)

ホームページをご覧ください

三重大学振興基金

検索



●クレジットカード決済



●コンビニ決済



●Pay-easy(ペイジー)決済

2. 郵便振替・銀行振込

三重大学振興基金事務局(TEL.059-231-9005)へご連絡してください。本学専用振込用紙を郵送させていただきます。(振込手数料は本学が負担します。)

【本学専用振込用紙を利用しない場合】

郵便振替または銀行振込のいずれかの手続きとともに、本学への寄附申込書の提出が必要となります。

寄附申込書は本学ホームページよりダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、郵送またはFAX、E-mailにて三重大学振興基金事務局へ提出願います。電話でもお受けしております。

*この場合の振込手数料は、つぎの指定銀行の本・支店窓口の場合、本学が負担いたしますが、指定銀行以外での窓口の場合、振込手数料は寄附者様のご負担となります。

振込先「国立大学法人 三重大学」

【振興基金事業／新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生支援事業】

払込・振込先	種目	口座番号
ゆうちょ銀行		00800-0-168781
百五銀行津駅前支店	普通	771322
三重銀行三重大学前支店	普通	305506
第三銀行津支店	普通	2772305
みずほ銀行津支店	普通	1757352

■本学へのご入金のご確定ができ次第、「お礼状」と本学が発行する「寄附金領収証」を送付させていただきます。

ご寄附に伴う個人情報の取り扱いについて

ご寄附により習得した個人情報は、本学から寄附者様にご連絡の必要がある場合のみ使用し、三重大学「個人情報の取り扱いについて」により、個人情報を適切に管理・保護し適正に取扱います。



お問い合わせ：三重大学振興基金事務局【企画総務部総務チーム内】

〒514-8507 津市栗真町屋町1577番地

TEL.059-231-9005 FAX.059-231-9000

E-mail: kikin@ab.mie-u.ac.jp